

平成 22 年 12 月 22 日

企業会計基準適用指針公開草案第 43 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（最終改正平成 20 年 6 月 20 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。なお、平成 22 年 9 月 3 日に、連結財務諸表における特別目的会社の取扱いの変更に伴う改正案を別途公表している。

公開草案	現行
<p>企業会計基準適用指針第 15 号 「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」</p> <p>平成 19 年 3 月 29 日 改正平成 20 年 6 月 20 日 <u>最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第 15 号 「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」</p> <p>平成 19 年 3 月 29 日 改正平成 20 年 6 月 20 日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用指針</p> <p>適用時期等 適用時期</p> <p>4-3. <u>平成 XX 年改正の本適用指針は、平成 XX 年改正の企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の適用に合わせて、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</u></p>	<p>適用指針</p> <p>適用時期等 適用時期</p> <p>(新 設)</p>
<p>結論の背景</p> <p>開 示</p>	<p>結論の背景</p> <p>開 示</p> <p><u>四半期連結財務諸表に関する注記事項</u></p>

公開草案	現行
13. <u>(削除)</u>	<p>13. <u>企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」第 19 項(21)及び第 25 項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」として、企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 80 項に照らし、第 3 項の注記事項について、前年度末の記載と比較して重要な変更又は著しい変動が認められる場合には、次の区分に応じて、該当する事項を記載することとなる。</u></p> <p><u>(1) 開示対象特別目的会社の概要</u></p> <p><u>(2) 開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</u></p> <p><u>(3) 開示対象特別目的会社との取引金額等</u></p>

以上